「大鹿景清・鹿丸のお墨付商品」認定基準等について

１　主な認定基準について

区　分	基　　準
事 業 者	○農業、林業、漁業若しくは製造業等を営む者又はこれらの者で組織する法人その他団体（定款や規約等を有しているものに限る。）で、原則として大鹿村に住所（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地）を有すること
生産・製造	○次のいずれかの基準を満たすものであること ・大鹿村内で生産された原材料を使って製造又は加工したものであること なお、特段の理由があるときは、大鹿村内で生産された原材料を使って大鹿村外で製造又は加工したものも可とする ・大鹿村内で製造又は加工されたものであること（大鹿村外の原材料を使用） ・既に大鹿村の特産品として広く認知されているものであること ・大鹿村と伝統文化的な関わりがあるものであること
生産基準	○継続的な生産体制が整っていること ○個々の品質規格に基づく出荷が行われること
関係法令	○ＪＡＳ法並びに食品衛生法等の関係法令に違反していないものであること
有効期間	○3 年間
事 業 者 の 責 務	○次の取り組みを行うこととする ・品質管理の徹底及び品質の向上に努めること ・消費者、流通・販売関係者等に対し、「お墨付」の積極的な情報発信に努めること ・当該商品に係る事故又は苦情等が発生したときは、その一切の責任を負うものとし、事故等の解決に向けて、誠意をもって必要な措置を講じること
調 査 等	○協議会は、必要と認めたときは事業者に対して報告を求め、必要なときは改善指導を行う ○協議会は次の場合に該当する場合は「お墨付」を取り消すことができる ・虚偽の申請により「お墨付」を受けたとき ・基準に適合しなくなったとき ・信頼を著しく損なう行為があったとき
そ の 他	○手工芸品については、上記基準に準じて扱うものとすること

２　審査について

執行部会による審査委員会を設置し、審査する。
なお、審査の頻度は原則、年１回とする。

３　統一ラベルについて

新たにロゴマークを製作し、一目で分かる場所に付ける。
・「シールとして貼付」及び「データを活用し直接印刷」する。

４　目標値について

「お墨付」商品について、販売数量を３年間で３％以上増加することを目標に取り組む。